

安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

産業部

1 改正の趣旨

- (1) 観光振興計画の策定及びその進捗について、調査審議することを目的として、安芸高田市附属機関設置条例(令和 6 年条例第 8 号)において、新たな附属機関を設置するため所要の改正を行う。
- (2) 附属機関の設置に伴い、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 40 号)で定める非常勤の職員を追加するため所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 附属機関の設置

附属機関の名称	事務の内容
安芸高田市観光振興計画策定委員会	観光振興計画の策定及びその進捗について、専門的知見に基づき調査審議するもの

(2) 非常勤職員の追加

区分	報酬の額	理由
観光振興計画策定委員会委員	学識経験者 日額 13,000 円 一般 日額 7,000 円	附属機関の設置による

3 施行期日

公布の日